

Title	〔商法 七〇〕 融通手形において融通者たる手形債務者が被融通者に対して有する特約をもって所持人に対抗しうるか
Sub Title	
Author	米津, 昭子(Yonetsu, Teruko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1968
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.41, No.3 (1968. 3) ,p.106- 110
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19680315-0106

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 七〇〕 融通手形において融通者たる手形債務者が被融通者に対して

有する特約をもつて所持人に対抗しうるか

津地方松坂支部昭和四〇年一月七日判決
昭和三十九年(ワ)三三三号約束手形金請求事件
下級民集一六卷一三二頁

【判示事項】 見返りの手形が不渡りになったときは支払義務を免れる旨の特約のある融通手形について悪意の抗弁の成立を認めた事例

【参照条文】 手形法第一七条

【事実】 昭和三十八年八月頃、訴外A会社は、営業状態が悪化し倒産寸前であったため、かねて原料の取引関係があつた被告Y会社に融通手形の振出を懇請した。その結果、Y会社が約束手形を振出すと引換えに、その見返りとしてA会社からも金額同額、満期はY会社の振出す手形の満期よりも数日前とする手形を交付することにしたが、A会社から交付した手形が満期に不渡りとなつたときは、Y会社もその振出した手形について債務を免れるという特約の下に、昭和三十八年九月二日、Y会社が受取人白地の約束手形二通をA会社に対して振出した。

訴外A会社は、これを原告X会社に裏書譲渡し、X会社はこれに

補充権に基づき受取人欄をそれぞれX会社と補充した後、この二通の手形を更に別々の銀行に裏書譲渡した。銀行はそれぞれ手形を各支払場所に呈示したが、手形金の支払いがなされなかつたため、これらの手形をX会社に返還し、現にX会社はその手形の所持人である。そこで原告X会社は、手形金とその利息の支払いを本件手形の振出人であるY会社に対して求めたのが本件である。これに対して被告Y会社は、本件手形の振出については、見返り手形が不渡りになつたときは支払義務を免れる旨の特約があつたところ、A会社は見返り手形として子会社振出の為替手形一通をY会社に交付したのみで、しかもその手形も不渡りになつたため、この特約に従つてY会社は本件各手形に対する債務を免れることになつたものであると述べた。そして、原告X会社がその特約の存在を知らないと述べたのに対しても、本件手形振出当時、原告X会社の代表取締役Bは、同時にA会社の取締役として資金関係の業務を担当していたため、

X会社はA会社の資金状態並びにその各事情を承知しながら本件各手形を取得したと述べた。そしてこれは、原告X会社が本件各手形につき手形債務者たる被告Y会社を害することを知つて取得したといえるから、被告Y会社は、右のような事実の存在をもつて本件手形の所持人たる原告X会社に対抗することができ、本件各手形金支払いの義務を負うものではないと抗弁した。

【判旨】 原告の請求棄却

原告X会社は、被告Y会社と訴外A会社間の特約の存在およびその内容を知つて本件各手形を取得したものと認めざるを得ない。

もつとも本件の場合、原告X会社が手形法第一七条但書にいう「債務者ヲ書スルコトヲ知りテ手形ヲ取得シタ」といひ得るためには、X会社が右手形を取得した際、単にY会社と訴外A会社間の特約を知つていただけでは足りず、A会社の義務不履行により将来Y会社が右特約の趣旨によつて手形債務を免れ得るといふ結果の発生までも十分予知していたことが必要である。そこで原告X会社が、この点まで予知していたかどうかであるが、「昭和三八年八月下旬頃、訴外A会社は営業状態が悪化し倒産寸前の事態に陥つていたこと、同訴外A会社は被告Y会社から本件各手形の振出を受けながら特約による義務を完全に履行することができず、僅かに子会社振出の爲替手形一通を交付したに止り、しかもこの爲替手形も結局不渡りとなつたこと、当時訴外A会社の取締役で資金関係の業務を担当していたBが同時に原告X会社の代表取締役であつたこと、についてはいずれもすでに認定したとおりである。そしてこれらの

事実と当事者間の争いのない当時訴外A会社は信用に乏しく銀行で手形割引を受けることはできなかったため、本件手形も受取人はことさら白地とし、他の適当な者に譲渡して割引を受けることとした事実を併せ考えると、原告X会社が訴外A会社から本件各手形の譲渡を受けてこれを取得した際、その代表取締役であるBとしては同時に訴外A会社の取締役としての立場において、同訴外A会社としてはその資金状況等から到底被告Y会社との特約に基づく義務を履行し得ないこと、従つて被告Y会社は特約により本件手形債務を免れる結果を招来するであろうことを十分予知していたものと推認するのが相当である。とすれば当然原告X会社は右の事情を予知していたとしなければならず、結局債務者を害することを知つて手形を取得した場合に該当し、手形債務者たる被告Y会社としては前記抗弁事実をもつてその所持人たる原告X会社に対抗することができるものである」。

【評釈】 本件は、見返り手形が不渡りになつたときは支払義務をまぬがれるという特約のある融通手形において、手形債務者が、その特約を知つて手形を取得した所持人に対し、抗弁をもつて対抗し得るかという問題である。

融通手形は被融通者に資金の融通を得させることを目的として交付される手形であるから、融通のための手形行為をした者と被融通者との間には現実の商取引に基づいた原因関係がないから、その融通者が被融通者から支払を求められても融通手形の抗弁をもつて対抗することができることは当然である。しかしその手形が被融通者

から更にそれ以外の者に譲渡されて、その者が手形所持人として融通者に支払を請求して来た場合は、融通手形の抗弁をもつてこれに對抗することはできないとされている(田中誠・松元例解手形小切手法九一八頁三四頁、最高裁・昭和三四・七・一四判・民集一三巻七号九七)。これは、譲受人たる第三者に対してもそれが融通手形であることを主張し得るとすると、融通手形本来の趣旨である融通手形による金融の実効を上げることができないからである。この点は第三者が融通手形であることを知つて手形を取得したか否かによつて差異はない。従つてここでは悪意の抗弁が問題となる余地はない(この点は学説判例が大体一致今井・前掲商法演習三二四頁、伊沢・手形法・小切手法二二一頁、河本・手形抗弁・手形法・小切手法講座三卷一八〇頁、鈴木・石井・全訂商法二二一頁、大判昭和二・四・二一新聞二八三三三頁、二下級民集五卷一四四頁、大坂高裁昭和二九・七・二四高裁神戸地裁昭和二九・一・二二下級民集五卷一四四頁、大坂高裁昭和二九・七・二四高裁民集七卷六号五二二頁、東京地裁昭和三七・三・一四判例時報二九六号二頁。ただし学説でも野津・判例融通手形法「民商法一二巻二号八五頁および高窪・手形小切手法一二七頁以下は反)。

ただ融通手形振出に際して融通者と被融通者との間に、融通者には何ら手形上の責任を及ぼさない等の特別の合意がなされ、所持人がその合意の存在を知つて手形を取得した場合のごとく特別の事情が付加されている場合については、学説上、判例上、これに悪意の抗弁を認めているもの(大審院・昭和九・一・九判・法学四卷三四六頁、野津・五九六)と、その合意も融通者と被融通者間においてなされた特約で、それは両者間の純然たる契約関係に過ぎないから、悪意の抗弁では對抗できないとしているもの(大隅・融通手形の抗弁「法律時報三四卷一〇号七」手形研究三二九頁)とがあり、説が分れている。

一般にその手形が融通手形である以上、融通者は、被融通者がそ

の手形を他の第三者に譲渡して、それによつて資金の融通を受けることを当然に予定しているから、その反面として融通者はその手形が被融通者以外の者に渡つた場合は、その手形取得者に対しては手形支払の義務を負担する意思があるものと解することができる。すなわち融通手形については、本来悪意の抗弁を主張することはできない。しかし問題なのは、融通手形の他に特に附加的事実があつた場合に悪意の抗弁を主張できるかどうかである。その特約が例えば単に融通者に迷惑をかけないというだけなら、それは融通手形に当然に付随する特約といえるが、これに対してその特約が融通者の手形上の責任を一切排除する趣旨であるとすれば、すなわちその特約が、これに違反したときは何人に対しても手形債務を負担しないという意思でなされたとする、かかる場合には、融通者たる手形債務者はその特約を知つて手形を取得した者に対しては悪意の抗弁によつて對抗しうることは勿論である。しかしこのような趣旨で振出される手形は、もはや融通手形とはいえない。むしろそれは、特約によつて融通手形としないという意味であろうからその特約も一般の人的抗弁というのが正当である(一三三頁、今井・前掲商法演習五三二)。

本件についてこれを見ると、本件手形の振出に際し、融通者たる振出人Y会社が被融通者たる訴外A会社に対して有した特約は、訴外A会社からの見返り手形が不渡りになったときはY会社が支払義務を免れる旨の特約であり、その意味では振出された手形は融通手形であつても、これに特別の事情が附加されている場合といえる。

したがつてこの場合には一般の人的抗弁だと認めるべきであると思ふ。したがつてこの点は本件判旨は正当である。

すると、次に、それではいかなる場合に悪意の抗弁が成立するかが問題となる。すなわちいかなる場合に所持人が「其ノ債務者ヲ害スルコトヲ知りテ手形ヲ取得シタルトキ」(手形法七七条)といえるかであるが、これは一般に、必ずしも所持人と前者の間に共謀が認められる場合に限る必要はないし、また所持人に主観的な債務者詐害の意思があることも要しないとされている。結局悪意の抗弁は前者についての人的抗弁の存在を知つて手形を取得すれば、特別事情のない限りこれを認めている(鈴木法律第五九卷七号一四九頁、竹田・民商法一三三卷六号一四〇頁、大隅手形法小切手法講義六〇頁)が、これに対して単に前者に関する人的抗弁の存在を知つて手形を取得したというだけでは足りないと言われている(伊沢・手形法上いゆる悪意の抗弁について、私法二〇号一二頁)。これは特別事情のない限り悪意の抗弁を認めると、举证責任を一般に所持人に転嫁するからという批判である。これに対して判例上は個々の事案に応じて人的抗弁事由を実質的に検討し、ある場合には人的抗弁の存在を知つていたという事実の認定だけで悪意の抗弁をみとめ、またある場合にはさらに一定の附加的事実の立証を俟つて、はじめて悪意の抗弁を成立させているものが多い。もつともこの点は学説の中にも悪意の要件を一律に論じず、抗弁事由の実質的な差異に応じて、前者に對抗されうる抗弁の存在を知つて手形を取得しただけで、悪意の成立する場合と、更に附加的事実の認識の立証を要する場合とを分けて論ずる見解が現われて来ている(河本・私法二〇号一〇七頁、伊沢・商法演習二一六一頁、高窪・融通手形・手形法・

小切手法講義二二〇五頁)。

私もいかなる場合に手形法一七条但書にいう「債務者ヲ害スルコトヲ知りテ」といえるかについては、これを一律に解することはできないと考える。それは単に前者に関する人的抗弁の存在を知つていたというだけでは悪意の抗弁は成立しない場合があるといえるからである。本件もその場合であるが、これを本件についていえば、手形所持人たる原告X会社が単にその特約の存在を知つていたというだけでは、ここにいわゆる債務者を害することを知りてとはいえない。というのは、X会社がその特約が存在していることを知っていることは、それだけならば通常はその手形について支払われると思うのが当然であるからである。そしてかかる特約があつても訴外A会社がこれに基づく義務を履行しさえすれば、それによつて原告X会社に対する債務をまぬがれることになるからである。従つてその意味では、本件で、原告X会社が単にこの特約の存在を知つていただけでは害意とすることはあならず、結局X会社が手形取得の際、訴外A会社の義務不履行などにより、被告Y会社が特約の趣旨により手形債務をまぬがれることを予知していることを必要とすると考える。それ裁判旨がかかる見解に立つていふことは正当である。まして本件の場合には、訴外A会社の取締役と原告X会社の代表取締役とが共通しており、それらの事情はすべて承知していたわけであるから判旨の結論にこの意味でも賛成である。

ただ以上は本件手形が被告Y会社から訴外A会社に振出され、それがA会社から原告X会社へ譲渡された場合として考案したもので

ある。しかし本件事実関係を見ると、被告Y会社は受取人の白地なる約束手形二通を振出し、訴外A会社はこれらを原告X会社に裏書譲渡したとしているが、更に原告X会社は右各手形について補充権に基づき、受取人欄にそれぞれ原告X会社と補充しているとしている。従つてこの点は単に振出人対受取人の問題として考えると、それは勿論第三者に対する悪意の抗弁の問題ではない。しかしこの点は本件手形が未完成手形であるが、一般に未完成手形はその流通に

関しては完成手形と同様に扱われているから、これと同様に考えてよいと思う。また、本件については、いかなる方法によつて訴外A会社から原告X会社に裏書譲渡しているのか不明であるが、果して本件手形が振出人たる被告Y会社から所持人である原告X会社に至る迄裏書の連続があるかどうかも疑問である。おそらくこの点も単に用語が不用意に使用されているのではないかと考える。

(米津 昭子)

〔労働法 四六〕 年次有給休暇の使途と争議行為の関係